

6 弥監公表第 18 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、令和 6 年度定期監査結果に係る措置状況を別添のとおり公表する。

令和 7 年 1 月 19 日

弥富市監査委員 林 伸一

弥富市監査委員 平野 広行



6 弥人第 47 号  
令和 7 年 1 月 14 日

弥富市監査委員 様

弥富市長 安藤 正明



令和 6 年度人事秘書課定期監査結果報告における監査委員指摘事項に対する改善等措置及び検討状況の結果について (通知)

定期監査結果報告において指摘の付された事項について措置を講じたので、  
地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

令和6年度定期監査結果報告における  
監査委員指摘に対する措置状況等報告書

項目番号	(1)	時間外勤務について
<p>監査結果報告における指摘事項</p> <p>行政需要の多様化等により、職員の事務量が増加していることから、特定の職員において突出して時間外勤務が多いことが確認できた。令和5年度に同様の指摘をしたが改善されていない。令和5年度で最も多い職員では681時間を超えている。令和6年度11月末時点において、最も多い職員で385時間を超えており、5名の職員が170時間を超えている。しかし、3名の職員は63時間以内と少なく、偏りがみられる。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認を行い、必要な措置を講じられたい。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進められたい。</p>		

上記の指摘事項に対する措置状況等

対象課	人事秘書課	
原因・理由・背景などの事情説明	毎年度指摘を受け、改善に向けて検討しているが、人事・秘書業務は突発的かつ臨時的に対応せざるを得ない場合が多々ある。また、昨年度においては年度末の繁忙期に差し掛かる中、特別休暇中の職員の担当事務を担う必要があり、他の職員が必然的に時間外勤務で対応せざるを得なかったと理解している。今年度は各グループで新たに取り組むべき業務が増加したことも原因の一つであると考えられる。	
措置の状況	いつ (いつまでに)	令和7年1月6日
	誰が (どこが)	所属長が
	何を (どこを)	時間外(休日)勤務命令留意事項をもとに

	どのように措置（改善）した（する）	役職や職責に限られる業務を除いて突発的かつ臨時的な業務も含め可能な限り時間外勤務が平準化に向かうよう措置を行った。
情報の共有	措置状況に関する課内周知	今一度、時間外勤務について再確認するため、課員に対し、「時間外（休日）勤務命令留意事項」を配付し、説明を行った。また、全庁一斉定時退庁日の徹底など時間外勤務縮減に向けて意識するよう指示を行った。 なお、総務部長に対しては今回の指摘及び措置状況を報告した。